

## コンテンツ制作サービス利用規約 (eラーニング・その他)

本利用規約は、ロゴスウェア株式会社（以下「弊社」といいます）が提供するコンテンツ制作サービス（以下「本制作サービス」といいます）の利用に関して、弊社とお客さまの間に適用される条件を記した規約書です。お客さまが本制作サービスの注文書を弊社に送付する際には、お客さまは本利用規約のすべての条件について同意したものとみなします。

### 第1条 定義

本制作サービスとは、弊社のサイトに仕様が規定されたサービス外の、コンテンツ制作を伴う全般的なサービスを指します。事前に協議し、別途作業内容確認書または仕様書が設定された場合に提供するサービスになります。お客さまから提供していただく原稿（作業確認書または仕様書にて規定された、テスト型教材設問シートなど）や素材ファイル（音声ファイルや動画ファイルなど）（以下「入稿データ」といいます）を基に、弊社が制作するデジタルコンテンツ教材の提供やこれに付随するサービスを指します。

### 第2条 個別案件の成立

1. 本利用規約に基づく各個別案件は、お客さまより送付された注文書を弊社が受領し、作業内容確認書または仕様書に合意頂いた時点をもって契約が成立するものとします。
2. 各個別案件の具体的な作業内容、納期等は作業内容確認書または仕様書に記載されるものとし、注文書の書式は弊社指定のものを使うものとします。

### 第3条 個別案件のキャンセル

1. 弊社およびお客さま双方ともに、自らの責に帰すべき事由により、成立済みの案件をキャンセルする場合は、該当する個別案件の料金同等額をキャンセル料として相手方に対して支払うことにより当該案件をキャンセルできるものとします。
2. ただし、天災地変や電気・インターネットを含む基本インフラの停止など、弊社およびお客さま双方の責に帰すべからざる事由により、契約の遂行が困難となった場合は、双方協議のうえ、契約をキャンセルあるいは契約内容の変更ができるものとします。
3. 弊社は、入稿データが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約をキャンセルあるいは契約内容の変更ができるものとします。
  - (1) 著作権、商標権、特許権などの知的財産権を侵害するもの、またはそれらを奪うためのもの
  - (2) 違法な情報や画像、動画の配信や共有、人種差別、ヘイトスピーチ、差別的表現など、公序良俗に反するもの
  - (3) 違法行為や不正行為、詐欺行為、違法薬物や児童ポルノの取引など、犯罪行為に関わるもの
  - (4) 個人情報の収集や不正利用、または他人のプライバシーを侵害するもの
  - (5) その他、本利用規約に違反するものや、運営者に不利益を与えるもの

### 第4条 仕様および入稿データの変更

1. 弊社は、お客さまと弊社間で合意した仕様に従い、お客さまから提供された入稿データを基に制作作業に入ります。一旦制作作業に着手した後、お客さまの都合で仕様や入稿データの変更がなされた場合は、変更に伴う追加作業分の料金が加算され、お客さまから弊社に支払われるものとします。また、それに要する作業期間分、納入期限が延期されるものとします。
2. 前項にかかわらず、お客さまと弊社が事前に交わした文書（電子メールを含む）において、仕様変更時の費用等について特記事項がある場合は、それに従うものとします。

### 第5条 外部サービスの利用

1. 弊社は、本制作サービスの遂行にあたり、OpenAI OpCo, LLC 社が提供する生成 AI サービス「ChatGPT」を利用できるものとします。ChatGPT を利用するにあたり、弊社は、利用する ChatGPT アカウントの「Chat

History & Training」機能をオフにすることにより、本制作サービスによる情報やデータが ChatGPT の学習モデルに利用されないようにします。なお、ChatGPT による情報やデータの学習の有無に関わらず、ChatGPT の仕様により、本制作サービスによる情報やデータは、30 日間 ChatGPT のサーバーに保管されます。

2. 弊社は、本制作サービスの遂行にあたり、Anthropic 社が提供する Claude を利用できるものとします。本制作サービスによる情報やデータは AI の学習には利用されません。なお、入出力のログは、Amazon Bedrock を利用した場合、Amazon CloudWatch に 1 ヶ月間保持され、その後削除されます。
3. 前 2 項の情報およびデータの保管がお客さまのプライバシーポリシーに適合するか否かの判断は、お客さま自身で行っていただきます。弊社は、ChatGPT 及び Claude の利用に関するプライバシーの判断に一切の関与をいたしません。また、弊社は ChatGPT 及び Claude を利用する際の一切の損害に関して責任を負わないものとします。
4. お客様は、弊社が 1 項及び 2 項の外部サービスを利用することに同意し、外部サービスの利用が不可の場合は事前に合意し、作業内容確認書または仕様書に記載されるものとします。

## 第 6 条 制作作業の開始と納期

1. 弊社は、注文書および制作に必要なすべての入稿データをお客さまから受領した後、制作作業に入ります。
2. お客さまからの入稿データの送付が注文書に記載された入稿予定日より遅れた場合、納期は少なくともその遅延日数分延ばされるものとします。
3. お客さまから送付された入稿データが、弊社が定める入稿仕様を満たさなかった場合、弊社はその旨をお客さまに報告し、お客さまからの再送付を待つものとします。弊社が入稿仕様を満たす入稿データを受領する日が、注文書に記載された入稿予定日より遅れた場合、納期は少なくともその遅延日数分延ばされるものとします。

## 第 7 条 制作開始後の仕様変更

1. 弊社がお客さまから注文書を受領し制作を開始した後、お客さまの確認漏れによる仕様の不一致、お客さま都合による仕様変更または原稿の差し替え等が発生した場合は、当該案件のキャンセルまたは当該案件の再契約のいずれかが選択されるものとします。
2. 当該案件のキャンセルをする場合は、「第 3 条 個別案件のキャンセル」の規程に従うものとします。
3. 当該案件の再契約を選択する場合は、新たな仕様、納期、制作料金を弊社とお客さまの間で合意をするものとします。双方の合意が得られない場合は、お客さま都合によるキャンセルとして、「第 3 条 個別案件のキャンセル」の規程に従うものとします。

## 第 8 条 仮納品と中間レビュー

1. 弊社は制作過程の途中で、制作内容についてのお客さまの確認および承認を得るために制作物を仮納品し、最大 1 週間の中間レビュー期間を設けます。弊社は、中間レビュー期間内にお客さまから指摘された箇所の修正を施した上、残作業を進めることとします。
2. 前項において、修正可能な箇所には、お客さま都合による仕様変更や原稿差し替えは含まれず、それらは「第 7 条 制作開始後の仕様変更」の規程に従うものとします。

## 第 9 条 成果物の納品方法

成果物の納品方法は、注文書・作業内容確認書・仕様書のいずれかに記載されるものとします。

## 第 10 条 検査および検収

お客さまは、注文書に特別な定めのない限り、成果物の受領後 1 週間以内（以下「検査期間」といいます）に検査を行うものとします。注文書に検査期間の定めがある場合は、その取り決めが優先されます。検査期間内に検査結果の報告がない場合、検査に合格したものとみなします。

## 第 11 条 検査合否の基準

1. 納品物に対する検査合否は、事前にお客さまと弊社の間で交わされた文書による合意事項がある場合は、それに従うものとします。

2. お客様と弊社の間で特段の取り決めがなされていない場合は、不合格の基準は次の通りとします。
  - (1) お客様と弊社間で合意した仕様を満足しない場合
  - (2) 誤字、脱字、ナレーションの読み間違い等の明確な作業上のミスがある場合
3. 次の項目は、合否判定に使われないものとします。
  - (1) ナレーター収録によるナレーションで声質、ニュアンスなど個人の嗜好に基づいた判定
  - (2) ナレーション音声について、事前に指示のなかった特別な読み方の希望
  - (3) 音声合成によるナレーションで、厳密なイントネーションやアクセントに基づいた判定
  - (4) 事前に合意していない箇所での使い勝手の向上など個人の嗜好に基づいた判定
  - (5) 修正対応が含まれる制作において、契約の修正対応回数内に対応指定が無かった箇所
4. お客様が、前項に定めた項目に関して再制作を希望する場合は、それらは仕様変更として取り扱われ、第4条「仕様および入稿データの変更」に従って処理されるものとします。

## 第12条 再検査

前条の検査の結果、不合格のものがあつた場合、弊社は、成果物を両者が合意した期間内に修補し、お客様の再検査を受けるものとします。再検査および検収の手続きについては、前二条の定めを準用します。

## 第13条 入稿データおよび納品データの保管期間

1. 弊社は、お客様から提供された入稿データおよび納品データを、検収日から3ヶ月間に限り弊社の管理する設備の中に保管します。3ヶ月を過ぎた時点で、弊社は、入稿データおよび納品データを適切な方法により廃棄および削除します。
2. この3ヶ月の保管期間内に、納品データに対してお客様都合での修正依頼があつた場合は、弊社は、弊社が別途定めた修正料金に従ってその作業を請け負います。
3. 3ヶ月の保管期間を過ぎた納品物に対する修正依頼の場合は、部分修正は行われず、新たに新規制作する料金が適用されるものとします。
4. 前項にかかわらず、事前に特別な保管期間を規定したものは、3か月間に関わらず仕様にそつて修正対応します。

## 第14条 契約不適合責任

検収後、成果物において「第4条 仕様および入稿データの変更」に基づく仕様との不適合（以下「不適合」という。）が発見されたとき、お客様は弊社に対して当該不適合の修正を請求することができ、弊社は、当該不適合を修正するものとします。但し、弊社がかかる修正責任を負うのは、検収後3か月以内に発見された弊社の責に帰すべき不適合であり、かつ同期間内に弊社に書面（電子メール含む）にて通知された場合にかぎるものとします。

## 第15条 免責

1. 弊社は、弊社がウェブサイトで公開している推奨動作環境以外の環境における成果物の動作を保証しません。また、弊社は、推奨動作環境を適時変更および更新ができるものとします。
2. 弊社は、OS、Web閲覧ブラウザ等他社製ソフトウェアの不具合を起因とする事象について、その責任を負わないものとします。
3. 弊社は、検収後にリリース（アップデートを含む）されたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける成果物の動作について、その責任を負わないものとします。
4. オプション「ウェブ配信&データ保管」サービスによるウェブ配信は、サーバー等関連設備のメンテナンス、同設備のトラブルとその対応措置、天災等の非常事態（恐れを含む）の場合、利用者に事前の通知・承諾を要することなく、中断できるものとします。

## 第16条 知的財産権

1. 作成された成果物（中間物を含む）の内、従前よりお客様が有していた知的財産権については、引き続きその知的財産権はお客様に帰属します。

2. 作成された成果物（中間物を含む）の内、従前から弊社が有していた知的財産権および業務遂行の過程で弊社が作りだした知的財産権（著作権法 27 条、28 条の権利を含む）の権利は、弊社に帰属します。

## 第 17 条 使用权

1. 弊社がお客さまに納入する成果物としてのデータの使用权は、お客さまから弊社への料金の支払い完了に伴い、お客さまが得るものとします。
2. お客さまは、納品されたデータを外販可能なコンテンツとして利用することができます。ただし、ナレーション音声データを外販可能なコンテンツとする場合は、音声データは必ずデジタルコンテンツを構成する一部としてのみ使用することができ、音声データ単体での外販は禁じられます。

## 第 18 条 再委託

1. 弊社は、弊社の責任において、各業務の一部を第三者（お客様が指定する再委託先も含む）に再委託することができるものとします。
2. 弊社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、弊社がお客さまに対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとします。
3. 弊社は、再委託先の履行についてお客さまの責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとします。ただし、お客さまの指定した再委託先の履行については、弊社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

## 第 19 条 契約の解除

1. お客さままたは弊社が、次の各号のいずれかに該当したときは、相手方当事者は通知催告を要せずに本制作サービスの契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - (1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をしたとき
  - (2) 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき
  - (3) 営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき
  - (4) 自ら振出もしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
  - (5) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
2. お客さままたは弊社が本利用規約の条項の一に違反し、相当の是正期間ある催告にもかかわらず契約を履行しないときは、相手方当事者は契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 前二項の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。また、お客さままたは弊社が第 1 項各号の一に該当しまたは前項に該当した場合、相手方に対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

## 第 20 条 秘密保持

1. 弊社は本制作サービスのためにお客さまから入稿されたすべての書類、情報およびデータを秘密情報として取り扱い、書面による事前の同意なくして第三者に開示しないものとします。
2. 前項の規定に加え、弊社およびお客さまは、開示当事者から他方当事者に対し、書面により機密として指定された上で開示されたか、または口頭により開示された場合はかかる開示から 30 日以内に機密である旨を書面で指定された一切の情報を秘密情報として取り扱い、書面による事前の同意なくして第三者に開示しないものとします。
3. ただし、「秘密情報」には、以下の各号の情報は含まれません。
  - (1) 発表、商業利用その他受領当事者の過失によることなく、受領当事者による受領時点で既に公知もしくは入手可能となっていたか、または当該受領後に公知もしくは入手可能となった情報
  - (2) 受領当事者が本契約に基づき開示される前に何ら制限なく正当に保有していたことを証明できる情報
  - (3) 開示当事者の秘密情報を一切使用することなく受領当事者が独自に開発した情報で、受領当事者の書面による記録によりこれが証明できる情報

- (4) かかる情報を開示する権限を有する第三者から正当に知り得た情報
  - (5) 開示当事者が公表のために書面により発表した情報
4. 受領当事者は、裁判所その他公的機関から秘密情報の開示を求められた場合には、当該秘密情報を開示することができるものとします。ただし、かかる開示に先立って開示当事者にその旨を速やかに通知し、開示する範囲を制限するために必要な措置を採らなければならないものとします。

## 第 21 条 損害賠償

1. 弊社およびお客さまは、契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、現実には被った通常かつ直接の損害に限り、第 3 項で定める範囲内で損害賠償を請求することができるものとします。ただし、成果物の不適合による損害については、お客さまは、当該不適合が弊社の責めに帰すべき事由により修正されず、かつ、不適合の修正に代わる合理的な代替措置の提供がなされなかったことにより損害を被った場合に限り、弊社に対してこれを請求することができるものとします。
2. 前項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる個別案件の成果物の検収完了日または業務の終了確認日から 3 ヶ月間が経過した後は行なうことができないものとします。
3. 第 1 項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、弊社またはお客さまの責に帰すべき事由の原因となった個別案件の料金相当額を限度とします。

## 第 22 条 反社会的勢力等の排除

1. 弊社は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 弊社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。
  - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) お客さまの経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) お客さまが反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) お客さまが反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) お客さま、またはお客さまの役員もしくはお客さまの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) お客さまが、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

## 第 23 条 準拠法、合意管轄

本制作サービスの準拠法は、日本法とします。本制作サービスに関し、訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 24 条 協議

お客さまおよび弊社は、本利用規約の条項につき疑義が生じた場合および定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上これを解決するものとします。

初版発行

2024年6月12日